

協会員に対する処分及び勧告について

2024 年 12 月 18 日

日 本 証 券 業 協 会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分及び同第 29 条の規定に基づく勧告を行いました。

記**○ 野村證券株式会社****1. 事実関係**

○市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、自己の計算において市場デリバティブ取引が繁盛であると誤解させ、かつ、長期国債先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及びその申込みをする行為

当社の自己勘定取引に従事していた者において、当社の業務に関し、株式会社大阪取引所（以下「大阪取引所」という。）に上場されていた長期国債先物 2021 年 3 月限月について、同先物の売買を誘引する目的をもって、2021 年 3 月 9 日午前 8 時 45 分 49 秒頃から同日午後 2 時 16 分 59 秒頃までの間、大阪取引所において、最良売り気配あるいはこれに劣後する価格に複数の売り注文を重層的に入れて売り板を厚くした上で、同先物を下値で買い付け、又は、最良買い気配あるいはこれに劣後する価格に複数の買い注文を重層的に入れて買い板を厚くした上で、同先物を上値で売り付けることを交互に繰り返すなどの方法により、合計 2466 単位の売付けの申込みを行うとともに合計 462 単位を買い付ける一方、合計 1619 単位の買付けの申込みを行うとともに合計 462 単位を売り付けるなどし、もって、自己の計算において、同先物の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、大阪取引所における同先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及びその申込みを行った。

2. 法令等適用

上記 1. の行為は、金融商品取引法第 159 条第 2 項第 1 号に該当するものと認められる。
したがって、上記 1. について、定款第 28 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に該当すると認

められる。

3. 処分及び勧告の内容

以上のことから、野村證券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

(1) 定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分

過怠金の賦課 3,000 万円

(2) 定款第 29 条の規定に基づく勧告

- ① 経営陣主導のもとで、トレーダーに対する意識付けの徹底、監督態勢の再構築及び取引監視の実効性強化等、既に作成した本件違反行為に係る再発防止策を確実に実施・定着させること。
- ② 上記について、その実施状況を書面で報告すること。

4. その他

当社は、本件について、2024 年 10 月 31 日、課徴金納付命令（2,176 万円）の行政処分を受けている。

以 上

- 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（Tel. 03-6665-6778）